

尾張旭市監査公表第37号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した定例監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

令和7年4月30日

尾張旭市監査委員 山田 義浩

尾張旭市監査委員 大島 もえ

定例監査報告書

1 準拠した基準

尾張旭市監査基準（令和2年監査委員告示第1号）

2 監査の種類

財務監査（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第1項の規定による監査のうち、同条第4項の定例監査）

3 監査の対象

原則として、市民生活部（暮らし政策課、市民活動課・市民活動支援センター・少年センター、多様性推進課、市民課、産業課、環境課及び環境事業センター）に係る令和6年度（令和7年1月31日現在）における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

4 監査の着眼点

市の事務事業が法令等にのっとり適正に執行されているかという合规性の観点はもとより、支出した費用に見合う効果を挙げているかどうかという経済性、効率性や所期の目的を達成しているかという有効性の観点を重視して実施した。

5 監査の実施内容

令和7年2月25日から同年4月28日までの間、3に記載の事務について、提出された監査資料並びに関係する諸帳簿及び書類を確認するとともに、関係職員の説明を求めることにより実施した。

また、重点テーマとして、行政財産の目的外使用許可に係る事務の状況並びに令和5年度及び6年度における物品の検査の2項目について重点的にその状況を確認するとともに、抽出した行政財産及び備品の実査・現況確認を行った。

6 監査の結果

監査の対象となった事務について、一部不適切なものが次のとおり見受けられたので、指摘する。今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

(1) 暮らし政策課に係るもの

是正改善すべきもの（監査結果の取扱基準（平成20年9月29日尾張旭市監査委員策定。以下「取扱基準」という。）第2項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）

- (7) 新池交流館の敷地において、市長から行政財産目的外使用の許可（法第238条の4第7項に規定される許可をいう。以下同じ。）を得ていない電話線の存在を確認した。

この点、行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいう（法第238条第4項）ものとされているところ、同課は、電話線設置者による行政財産の目的外使用に気付かずにいたことになる。なお、行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるものとされており、許可をするのであれば、適切な手続を漏れなく実施されたい。

- (イ) 備品のうち1点については尾張旭市物品管理規則（平成25年尾張旭市規則第3号。以下「物品管理規則」という。）第18条及び第19条に規定する不用決定及び廃棄に係る決裁等を経ずに廃棄されていた。さらに、物品管理規則第9条に規定する備品ラベル（以下「ラベル」という。）が付されていない備品が散見された。

物品管理事務を適切に実施されたい。

不用決定及び廃棄に係る決裁等を経ずに廃棄していた物品
備品No.239 ABC消火器 10号

- (ウ) 吉岡・北本地ヶ原ふれあい会館照明器具修繕の契約において、見積依頼者に見積金額の110分の100に相当する金額を記載するよう指示していたにもかかわらず、「消費税10パーセント含む」の記載がある見積書、つまり、見積金額の110分の110に相当する金額（600,000円）が記載されたものを受領し、採用していた。また、当該金額の100分の110に相当する金額（660,000円）で契約していた。

契約事務を適切に実施されたい。

- (2) 市民活動課・市民活動支援センター・少年センターに係るもの

ア 是正改善すべきもの

- (ア) 三郷駅第8自転車等駐車場の敷地において、市長から行政財産目的外使用の許可を得ていない電話線の存在を確認した。

この点、行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいう（法第238条第4項）ものとされているところ、同課は、電話線設置者による行政財産の目的外使用に気付かずにいたことになる。なお、行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるものとされており、許可をするのであれば、適切な手続を漏れなく実施されたい。

- (イ) 物品の検査（物品管理規則第23条に規定される使用中の物品及び備品台帳に係る検査をいう。以下同じ。）を令和5年度は実施していなかった。

物品管理事務を適切に実施されたい。

- (ウ) 令和6年度自転車等駐車場整理業務は、契約の相手方が尾張旭市入札参加資

格者名簿に登載されていないにもかかわらず、「令第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により市長が定めた資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」（尾張旭市契約規則（昭和53年尾張旭市規則第19号。以下「契約規則」という。）第32条第3号）に当たるとして、契約保証金の全部を免除していた。

契約事務を適切に実施されたい。

- (エ) 同課は、主としてあさひ夏フェスタ2024（令和6年8月24日開催。以下「夏フェスタ」という。）の開催に資することを目的に尾張旭まつり実行委員会がその下部組織であるあさひ夏フェスタ実行委員会に支払う負担金（6,970,000円）に充てさせるため、尾張旭まつり実行委員会負担金（7,000,000円）を支出した。

そこで、あさひ夏フェスタ実行委員会から同課に提出された「令和6年度あさひ夏フェスタ2024決算報告書」（決算額は9,744,752円。以下「決算報告書」という。）を確認したところ、活動会議費235,514円のうち36,789円は、摘要が「反省会」となっているものの、添付された領収書によれば、飲食店における飲食代（同年10月2日）に係るものであった。

よって、同課に対し、「反省会」でどのようなことが話し合われたかの記録の提示を求めたところ、提示はなかった。また、決算報告書の添付書類によれば、あさひ夏フェスタ実行委員会は、別途、同年9月18日に、公民館にて夏フェスタの振り返り（反省点・改善参考の確認）を実施済みであった。

この点、あさひ夏フェスタ実行委員会の事業は、直接、本市の歳出により賄われているものではないが、その大部分が、本市が負担金として財政的援助を与えている尾張旭まつり実行委員会による負担金収入で賄われているものであることから、本市の歳出と同様に、支出内容の適切性が確保されなければならないものと考えられる。

については、同課にあっては、本市が財政的援助を与えている団体である尾張旭まつり実行委員会を通じて、あさひ夏フェスタ実行委員会の事業及び会計が適切になされるよう努められたい。

イ 検討を要するもの（取扱基準第2項第2号に規定するものをいう。）

尾張旭市自治会等活動促進助成金は、自治会等が行う活動に助成を行うことにより、豊かな地域社会の形成と健全な発展を図ることを目的とするものである。

同助成金の交付要綱によれば、助成金の額は、助成対象経費の2分の1に相当する額（その額が100,000円を超える場合は100,000円。1,000円未満の端数が生じたときは、その端数の金額を切り捨て。）を上限

としており、また、助成対象経費は、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費並びにこれら以外の経費で事業の特性から市長が適当と認めるものであり、そのうち備品購入費については助成金の額の2分の1以下とするものとしている。

そこで、令和6年度に同助成金の交付を決定した4団体のうち2団体について見たところ、いずれも事業費250,000円、助成対象経費135,000円と記載した交付申請に対して、交付金額100,000円で決定していた。

なお、助成対象経費が135,000円と記載されているのは、同課が、両団体とも、事業費250,000円のうち、備品購入費以外に係る事業費90,000円については同額の90,000円を、備品購入費に係る事業費160,000円については交付上限金額である100,000円の2分の1以下になるよう45,000円を記載するように指導したためである。

ここで、まず、助成金の額を助成対象経費の2分の1に相当する額を上限とするとの規定に当てはめて試算すると、助成対象経費を135,000円とした場合には、助成金額は67,000円となる。

次に、助成対象経費ごとの事業費の2分の1に相当する額の合計を助成金額として試算すると、備品購入費以外に係る助成対象経費90,000円分の助成金額が45,000円、備品購入費に係る助成対象経費160,000円分の助成金額も同額の45,000円、合計の助成金額は90,000円となる。

最後に、事業費250,000円を助成対象経費として総額から試算すると、助成金額は上限の100,000円、うち備品購入費に係る助成金額の上限金額は50,000円となる。

このように、同助成金の交付要綱の規定とそれを実際に適用した計算内容が整合していることが明快に確認できず、したがって同助成金の交付決定に係る現状の事務処理の適切性も確認できないことから、交付要綱の規定を明確化するとともに、助成金額の計算過程を客観的に検証する体制を構築するなどの改善が必要である。

ウ 注意すべきもの（取扱基準第2項第3号に規定するものをいう。以下同じ。）

(ア) 本市の随意契約ガイドライン（総務部総務課策定。以下「ガイドライン」という。）により、随意契約を締結する場合、予定価格が契約規則第25条に定める金額を超えるときは、随意契約の内容の公表をしなければならないが、令和6年度自転車等駐車場整理業務は、予定価格が同条に定める金額を超える随意契約であるにもかかわらず、内容の公表が行われていない。

ガイドラインに沿った事務処理を漏れなく実施されたい。

(イ) 令和3年4月1日から、本市では、国・県の法令等に基づかず、印鑑証明書

等の照合を行わない書類への押印については原則廃止したものの、見積書については引き続き押印を求めている。同課では、放置自転車等売払業務において、代表者印の押印及び代表者名の記載がない見積書を提出した者と契約を締結していた。

市の方針に沿った事務処理を実施されたい。

(3) 多様性推進課に係るもの

是正改善すべきもの

尾張旭市国際交流事業補助金は、市民と外国人との交流を支援し、互いに尊重し多様な価値観を認め合うことに資することを目的として、予算の範囲内で、事業に要する経費のうち、飲食に要する経費などを除いた経費（以下「補助対象経費」という。）の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）を上限として交付するものである。

令和6年度（当補助金の予算額は200,000円）は、1団体から交付申請を受け、200,000円の交付の決定をしていた。ここで収支予算書を見ると、収入が当補助金200,000円を含む794,437円、支出が620,000円（うち、当補助金の補助対象経費530,000円）となっていた。

この点、このように団体の収支予算書の収支が均衡しておらず、収入が支出を上回る場合には、別途その必要性が明らかにされていない限り、事務事業の執行等及び予算の執行がより少ない経費で実施できないかという経済性の観点から、予算額と同額の200,000円を交付決定するべきではなかったものと捉えられるリスクがある。

補助金交付事務を適切に実施されたい。

(4) 市民課に係るもの

ア 是正改善すべきもの

(ア) 物品の検査を令和5年度は実施していなかった。

物品管理事務を適切に実施されたい。

(イ) 市長は、法第243条の2の規定により、公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務（以下「公金事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる者として指定するもの（以下「指定公金事務取扱者」という。）に公金事務を委託することができる。

また、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の12第3項の規定により準用する同条第1項及び第2項の規定により、指定公金事務取扱者の指定を受けようとする者は申出書を市長に提出し、市長は当該申出につき指定したときはその旨を当該申出書を提出した者に通知（以下「指

定通知」という。)するものとされている。

しかしながら、同課は、証明書等自動交付サービス契約について、指定公金事務取扱者の指定を受けようとして同申出書を提出した事業者を指定公金事務取扱者に指定していたにもかかわらず、指定通知を行っていなかった。

法令等に沿った事務処理を実施されたい。

- (ウ) 戸籍システムの標準化・共通化対応委託について、検査職員は検査調書を令和6年9月30日に市長宛て提出したにもかかわらず、完了検査合格の通知について同月25日付けで伺い、同日付けで決裁を受けていた。

また、委託業者へは同年10月16日に合格を通知していた。この点、委託業者は、完了検査合格を了知しない限り委託料の請求ができないのであるから、市としては、本件決裁後、速やかに合格を通知すべきであった。

契約事務を適切に実施されたい。

イ 注意すべきもの

- (ア) 本市では、長期継続契約（法第234条の3に規定するものをいう。以下同じ。）を締結する際、契約書に「翌年度以降において歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、本契約は解除する」旨を明記することとなっている（尾張旭市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について（尾張旭市総務部総務課））。

しかしながら、戸籍クラウドシステムに係るサービス利用契約（長期継続契約）の契約書には、当該記載がなかった。

契約事務を適切に実施されたい。

- (イ) 本市のガイドラインにより、随意契約を締結する場合、予定価格が契約規則第25条に定める金額を超えるときは、随意契約の内容の公表をしなければならないが、戸籍クラウドシステムに係るサービス利用契約、戸籍システム振り仮名対応のための機能整備業務、戸籍附票システム改修業務、戸籍システムの標準化・共通化対応委託及び振り仮名通知出力機能に係る戸籍情報システム改修業務は、予定価格が同条に定める金額を超える随意契約であるにもかかわらず、内容の公表が行われていない。

ガイドラインに沿った事務処理を漏れなく実施されたい。

- (5) 産業課に係るもの

ア 是正改善すべきもの

- (ア) 契約規則第28条第1項により、契約書には同項各号に掲げる事項を記載しなければならない（契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。）。しかしながら、ふるさとチョイス応援プラン及びふるさと納税に関する委託業務の契約書には、同項第4号に掲げる事項（契約保証金）

が記載されていなかった。

契約事務を適切に実施されたい。

- (4) 契約規則第32条第7号により、国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体等と契約を締結する場合において、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

同課は、尾張旭まちづくり応援寄附金返礼品送付業務について、民間の業者と契約（単価契約）しているが、同者が、国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体等に該当するかの検討を行わないまま、同号を根拠として契約保証金の全部を免除していた。

契約事務を適切に実施されたい。

イ 注意すべきもの

本市のガイドラインにより、随意契約を締結する場合、予定価格が契約規則第25条に定める金額を超えるときは、随意契約の内容の公表をしなければならないが、尾張旭市まち案内に係る建物賃貸借契約は、予定価格が同条に定める金額を超える随意契約であるにもかかわらず、内容の公表が行われていない。

ガイドラインに沿った事務処理を漏れなく実施されたい。

- (6) 環境課に係るもの

ア 是正改善すべきもの

- (7) 物品の検査を令和5年度は実施していなかった。また、備品のうち4点については物品管理規則第18条及び第19条に規定する不用決定及び廃棄に係る決裁等を経ずに廃棄されていた。さらに、ラベルが付されていない備品が散見された。

物品管理事務を適切に実施されたい。

不用決定及び廃棄に係る決裁等を経ずに廃棄していた物品	
備品No.16	オフィスサーバー
備品No.47～52	古紙回収箱
※ 上記6つのうち、3つ（ラベルが貼られていない又はラベルが劣化しているため、どの備品番号のものがないか不明。）。	

- (4) 契約規則第28条第1項により、契約書には同項各号に掲げる事項を記載しなければならない（契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。）。しかしながら、令和6年度し尿収集及び運搬業務委託の契約書には、同項第4号に掲げる事項（契約保証金）が記載されていなかった。

契約事務を適切に実施されたい。

- (7) 尾張旭市旭平和墓園の設置及び管理に関する条例（昭和56年尾張旭市条例

第2号。以下「墓園条例」という。)には、旭平和墓園の一般墓地を使用しようとする者は、申請書を提出し市長の許可を受けなければならないこと(第5条第1項)、使用者(一般墓地の使用を許可された者をいう。以下同じ。)は、第9条第1項に定める額の永代使用料(以下「使用料」という。)を市長が指定する日までに納付しなければならないこと(同条第2項)が規定されている。また、尾張旭市会計規則(昭和58年尾張旭市規則第11号。以下「会計規則」という。)によれば、歳入の調定とは、収入の事実を調査決定するものであり、法令又は性質上事前に調定ができないものを除き、歳入金金の収納の前に行われるものである(第4条及び第5条)。

そこで、同墓園の一般墓地の使用許可及び使用料の徴収手続を確認したところ、同課は、使用を希望する者に申込みをさせ、抽選にて申請書を提出させる者を決定の上、同者に申請書及び使用料に係る納入通知書を送付し、使用料の納付が確認でき次第、一般墓地の使用を許可し、歳入を調定していた。

この点、墓園条例及び会計規則の規定からすれば、本来、一般墓地の使用を許可した上で、使用料について調定し、これに係る納入を通知し、徴収すべきである。

- (エ) 同課では、令和6年5月17日、旭平和墓園敷地の草刈りについて、履行期限6月上旬のもの、履行期限6月下旬のもの及び履行期限8月7日のものが必要として、別々に発注票を起案していた。これら起案では、発注予定金額を全て99,000円とし、それぞれ契約金額の総額が10万円を超えないことから、契約規則第25条の2ただし書の規定によりそれぞれ同一の一者による随意契約とした上で、課長までの決裁を得ていた。

この点、同一業者に同一日に発注する委託業務をこのように区分する合理的理由があるのであれば、当該理由を明示して組織的に意思決定すべきであるし、そうしなければ、単に二者以上による見積合わせを回避するために、故意に分割したものと捉えられるリスクがある。

関係法令の趣旨に沿った契約事務を適切に実施されたい。

イ 注意すべきもの

本市のガイドラインにより、随意契約を締結する場合、予定価格が契約規則第25条に定める金額を超えるときは、随意契約の内容の公表をしなければならないが、令和6年度し尿収集及び運搬業務委託は、予定価格が同条に定める金額を超える随意契約であるにもかかわらず、内容の公表が行われていない。

ガイドラインに沿った事務処理を漏れなく実施されたい。

- (7) 環境事業センターに係るもの

是正改善すべきもの

(7) 昭和苑の敷地において、市長から行政財産目的外使用の許可を得ていない電話線の存在を確認した。

この点、行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいう（法第238条第4項）ものとされているところ、同課は、電話線設置者による行政財産の目的外使用に気付かずにいたことになる。なお、行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるものとされており、許可をするのであれば、適切な手続を漏れなく実施されたい。

(4) 物品の検査を令和5年度は一部のものにしか実施していなかった。また、備品のうち3点については物品管理規則第18条及び第19条に規定する不用決定及び廃棄に係る決裁等を経ずに廃棄されていた。さらに、ラベルが付されていない備品が散見された。

物品管理事務を適切に実施されたい。

不用決定及び廃棄に係る決裁等を経ずに廃棄していた物品
備品No.8・9 書庫（下段）
備品No.35 テレビ（28インチ）

(7) 平子町不燃物処理場樹木剪定委託は、契約の相手方が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結していないにもかかわらず、「契約の相手方が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき」（契約規則第32条第1号）に当たるとして、契約保証金の全部を免除していた。

契約事務を適切に実施されたい。